

珠洲都市計画外 8 都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(計画書)

平成 30 年 3 月 23 日

石 川 県

目 次

1. 珠洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 1
2. 内浦及び能都都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・ 1 3
3. 輪島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 2 3
4. 穴水都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 3 5
5. 富来及び志賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・ 4 5
6. 七尾都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 5 5
7. 羽咋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 6 7
8. 津幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 7 7
9. 川北都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・・・ 8 9

1. 珠洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(珠洲都市計画区域マスタープラン)

本方針は、珠洲都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
珠洲都市計画区域	珠洲市	行政区域の一部	2,980ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

珠洲都市計画区域では、里山里海に代表される豊かで美しい自然や人情味溢れる伝統文化、生活環境など、地域が持つ特有の個性を磨き魅力を高めていくとともに、豊富な地域資源を活かして来訪者が滞在しながら珠洲の魅力を体験できる施設やメニューの充実を図り、住民と国内外からの来訪者との交流が盛んなまちを目指し、まちづくりの基本テーマを「魅力と活力のある 安心して暮らせるまち」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 便利で持続可能な集約型のまちづくり

今後もさらなる過疎化と少子高齢化が予想されていることから、既存の商業地や住宅地において、便利で持続可能な集約型のまちづくりを進める。特に、既存商店街は、地域住民の生活拠点としてこれまでのストックを活かしつつ、高齢社会に向けた施設の充実や回遊性の確保など面的な取り組みによる再興を目指す。また、高齢者などが拠点間を快適に移動できるよう、道路ネットワークや公共交通の充実を図る。

② 人を守り続ける安全・安心なまちづくり

あらゆる自然災害を想定した、災害に強いまちづくりの推進とともに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い憩える場所の確保や利用できる施設づくりなど、老若男女を問わずすべての人にやさしいバリアフリーなまちづくりを目指す。

③ 豊かな自然や伝統文化に抱かれた、人をひきつける魅力あるまちづくり

豊富な自然や伝統・文化を有する本市の特性を活かした“住みたいまち”としての魅力向上を図り、若者層の定住促進やU I ターンの受け入れなどを進め、定住人口の確保を図る。また、既存ストックの有効活用の視点のもと、各種都市基盤の充実を図るとともに、特に公共交通の充実や交通ネットワークの確保、新たな移動手段の確保など、便利で快適なまちづくりを進め、暮らしやすい、これからも住み続けたいまちづくりを推進する。

④ 豊かで美しい自然と共生するまちづくり

能登半島国定公園等の美しい日本海、宝立山などの緑豊かな丘陵山間地や、鶉飼川・若山川・紀の川などの河川など、豊かで貴重な自然資源を積極的に保全し、次代へと継承する。また、「重要無形民俗文化財」に認定されている「揚げ浜式製塩」をはじめとした農業文化の保全・活用及び交流ツールとしての活用を図る。

環境負荷を軽減する生活環境の構築や再生可能エネルギーの導入をさらに進め、人や自然環境にやさしい、自然と共生できるまちづくりを目指す。

⑤ 珠洲オリジナルの魅力を活かした訪れたいまちづくり

豊富な自然環境を保全するとともに、個性豊かな祭りの継承、本市の魅力を発信するプロジェクトの推進等により、市民・来訪者の交流活動の推進を図る。また、見付公園やりふれっしゅ村鉢ヶ崎などの観光レクリエーション施設においては、自然との触れ合いや、スポーツ大会の開催、通年型で長期滞在できる施設の充実や仕組みづくりなど、交流の受け皿となるまちづくりを推進する。

⑥ 地域との連携・協働によるまちづくり

住民をはじめ様々なニーズに適合したまちづくりを進めていくために、住民や事業者、NPO等の多様な主体が自主的にまちづくり活動へ参加し、相互に助け合いながら、地域を誇りに思い来訪者に自慢できるまちづくりを目指す。

(2) 地域毎の市街地像

珠州市庁舎周辺に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島方面、のと里山空港・能登方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

生活機能が揃っている飯田と鶉飼ならびに正院・蛸島の3地域において、居住や日常生活に必要な商業・医療・公共施設等を集積させるとともに、空き家などの既存ストックや多様な地域資源を活かし、人口減少・少子高齢化が進む中においても安心して暮らせる利便性の高い市街地の形成を図る。

農村集落では、公共交通や生活環境の充実を図るとともに、田園や自然環境との共生によるうるおいある地域づくりにより、多自然型居住地域づくりや都市と農村漁村の交流を推進する。

② 農業ゾーン

農業ゾーンでは、企業参入等により優良農地の保全を図るとともに、圃場整備や大型機械化による省力化、遊休地のリース農園化、新たな品種の生産などを推進する。

③ 自然保全ゾーン

美しい海岸や見附島、市域の半分以上を占める森林などの貴重な自然環境の保全を図るとともに、健康づくりや癒しの場、新エネルギー開発等の場として有効活用を図る。

のと里山空港の活用のほか、北陸新幹線金沢開業を契機とした交流人口の増加等に対応するため、来訪者に珠洲の風土・文化に触れてもらい、住民と来訪者が交流する拠点として、りふれっしゅ村鉢ヶ崎などの充実を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地が形成されているなど都市の成熟性はやや高いが、製造品出荷額等や商品販売額も減少している。

また、開発圧力も低く、今後も無秩序な開発が進行する可能性は低いほか、今後の人口増加も見込めないことから、立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指し、これまで通り市街地内への誘導を図る。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

飯田地区の珠洲市庁舎周辺は、医療・福祉や商業、行政サービスなど各種公共公益サービス機能が集積する利便性の高い地区として、住居や商店、公共施設等が適正に配置された市街地としての充実を図る。

子どもから高齢者まで様々な年齢層が集い、快適かつ安全に歩き、活動できるように、公共公益施設とその周辺における歩道を主としたバリアフリー化の充実や、公共交通の適正運行・充実を図る。

(工業地)

交通便利性の高い珠洲道路の沿道などにおいては、緑豊かな自然環境との共生に留意しつつ、条例等により企業・工場等を誘致する。

幹線道路沿道などで工場がまとまって立地している地区は、産業の集積地として、周辺の居住環境や自然環境に配慮の上で、産業の振興や就労環境の充実を図る。

(住宅地)

既存の住宅地内及びその周辺では、新たな工場などの立地を極力抑制し、周辺の田園や自然環境と調和のとれた、住み良い居住環境を維持する。幹線道路の沿道に位置する地区は、交通安全施設の充実などにより、安全な生活空間の確保に努める。

また、地域コミュニティの維持を図るため、空き家の改修費や家賃の補助、空き家バンク制度の充実などにより、利用者・居住者の確保を図り、安全で良好な居住空間を維持・形成する。

② 土地利用の方針

ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地においては、建物の耐震化や不燃化を推進するとともに、空き家の利活用や街並みの整備による生活環境の改善を図るとともに、アドプト制度などを積極的に活用することにより、地域が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

郊外の集落では地域内において生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

イ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

能登半島国定公園の禄剛崎、木ノ浦海岸、金剛崎、仁江海岸、見付海岸や宝立山など、个性的かつ貴重な自然景観や、伝統的な建築様式の建築物・屋敷林などは、都市の良好な景観として、今後とも保全に努める。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

一団の優良農地は、重要な生産の場として、基盤整備などによる農業振興を推進するとともに、都市と農村の交流の場としての保全・活用を図る。

エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地や集落部に隣接する奥能登丘陵の斜面地については、無秩序な樹木の伐採などを控え、連続する斜面緑地として保全する。

また、連続する海岸景観の保全に努めるとともに、環境美化や自然と調和した海岸整備を推進する。

カ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

郊外の集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、珠洲道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、幹線道路網は、観光交通と住民の日常生活における生活交通としての2面性に配慮し、安全な生活環境の確保と円滑な交通体系の形成を目指して、市街地部を迂回する主要幹線道路の充実や丘陵山間部の道路改良を推進する。

さらに、公共交通の利用促進に向け、交通結節点機能の整備、改善、サービスの向上を図るとともに、歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

珠洲道路（飯田工区、正院～蛸島間）は、住民の通勤や広域観光ネットワークを支える道路として配置し、整備・充実を図る。

飯田地区の市街地においては、（都）駅前島田線や（都）春日通り線等を主要な生活道路として配置し、歩行者の安全性・利便性の向上に努めるとともに、鶴飼、正院・蛸島地区の市街地との連絡機能の維持に努める。

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業による整備は完了していることから、今後は合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道による整備区域は市街地を中心に配置しており、整備が完了している珠洲処理区（401ha）、宝立処理区（69ha）の適正な維持管理に努める。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

中心市街地では、民間の資金、技術、経験などを活かし、低未利用地への都市機能の誘導や商業・業務機能の充実、空き家対策の推進、建物の耐震化・不燃化による防災機能の向上、街路、公園等の公共施設の整備や公共施設の再編などにより、交流人口の拡大及び移住・定住環境の向上を図るとともに、地域資源を活かした魅力ある集約型のまちづくりを進める。

郊外部では、眺望が美しい丘陵部の自然環境や田園環境との調和のとれた住みよい居住環境の維持を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

珠洲の暮らしは、里山里海の豊かな自然とともに培われてきており、今後もうるおいある自然を珠洲の共有の財産として保全に努める。特に、国内でも有数の透明度を誇る能登半島国定公園などの海岸線をはじめ、豊富な緑を有する丘陵地、倒さスギ・高倉彦神社社叢などの天然記念物、ならびに貴重な動植物の生息・生育地は、珠洲の自然を代表する良好な自然環境として大切に保全し、次世代へと継承するとともに、これら自然環境を活かした自然体験型の活動展開や環境教育を推進し、交流促進・交流人口の拡大を図る。

市街地では、各集落・コミュニティを単位として、日常的なレクリエーションの場や災害時における一時的な避難地となる広場・公園を確保していく。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

連続する美しい海岸部は、都市の骨格となる緑地として保全するとともに、これら穏やかな海岸環境をふれあい体験・学習の場としての活用を検討する。

イ) レクリエーション系統

身近な公園の適正な配置を目指し、市街地・集落部における良好な緑の空間を確保していく。

野々江総合公園、鉢ヶ崎総合公園、および見付公園は、市民の広域的なレクリエーション拠点として、既存施設の適切な維持管理及び充実を図る。

身近に利用できる公園のない地域においては、既存の公共施設や神社・仏閣などにおいて公園緑地に代替する身近な広場、ポケットパーク等を配置し、地域住民の身近な憩いの場として補完していく。

ウ) 防災系統

市街地や集落部に隣接する奥能登丘陵の斜面地においては、無秩序な樹木の伐採などを控え、連続する斜面緑地として保全に努める。また、市街地・集落部にみられる急傾斜地の適切な維持管理を推進し、がけ崩れ等の災害の未然防止に努める。

エ) 景観構成系統

世界農業遺産に認定されている「能登の里山里海」や「いしかわの自然百景」に選定されている能登半島国定公園の禄剛崎、木ノ浦海岸、金剛崎、仁江海岸、見付海岸や宝立山など、個性のかつ貴重な自然景観は「奥能登絶景街道」として、将来にわたって保全していくとともに、地域の宝として積極的に活用していく。

市街地においては、伝統的な建築様式を活かした落ち着いたある建築物の保全・誘導や屋敷林の保全、まちなかにおける生垣等の植栽を推進するとともに、屋外広告物のデザインの工夫などにより、住民が愛着を持てるまちなみ景観の形成を図る。特に景観に配慮すべきまちなかにおいては、景観に悪影響を与える可能性がある空き家や空き店舗の解消に努める。

珠洲都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



珠
洲

2. 内浦及び能都都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(内浦都市計画区域マスタープラン、能都都市計画区域マスタープラン)

本方針は、内浦都市計画区域及び能都都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
内浦都市計画区域	能登町	行政区域の一部	1,948ha
能都都市計画区域			1,294ha
合計	—	—	3,242ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

内浦都市計画区域及び能都都市計画区域は、住民が自信と誇りを持てる力強い町づくりを目指し、「人」と「地域」の絆を大切にしながら地域力の向上を通じた、地域社会を中心とした一体的なまちづくりを進め、また、様々な交通手段の広域化を活かし、地域内外の人を「つなぎ」、交流人口の拡大を進めることでにぎわいの創出を目指し、まちづくりの基本テーマを「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来（あす）へつなぐまちづくり」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 自然環境との絆を大切にしまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」を次世代へ継承するため積極的に保全するとともに、暮らしの一部としてふれあい、活かす共生のまちづくりを進め、豊かな自然を守り、育て、活かすまちづくりを進める。

② 誰もが住みよと感じる地域が一体となったまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」に認定された地域の魅力を活かし、優れた地域資源の保全・活用等により美しいまちづくりを目指すとともに、災害に強いまちづくりを進める。また、交通アクセスの利便性の変化に対応した道路ネットワークの充実、安全性や長寿命化に配慮した道路の整備を推進する。

③ 地域の絆を深め、住み続けたいくなるまちづくり

定住の促進に向けた誰もが住み続けたいくなるまちを創造するため、公的分譲住宅地の充実をはじめ、増加する空き家対策の強化や古民家の活用、また、地域イベント等を支援することで住民間の連携・交流を強化するとともに、体験交流施設の機能充実や豊富な体験メニューを創出し、地域外との交流を活発に行うことにより交流による人づくりと多様な交流活動を推進する。

(2) 地域毎の市街地像

松波市街地、小木市街地、宇出津市街地の中心部に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島、珠洲、穴水方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

宇出津地域では、既存の商業集積などを活かし、居住や日常生活に必要な都市機能を誘導しにぎわいのある魅力的な都市機能の集積を図るとともに、水産物の流通拠点としての機能充実などを図り、安全・安心で利便性が高く、本都市計画区域の中心部としての整備を促進する。

松波地域では、かつての城下町としての歴史・文化を、また、小木地域では、港町として栄えた港や九十九湾などの美しい海岸景観などを活かし、快適で豊かな生活環境の創造を図る。

② 農業ゾーン

市街地ゾーン周辺や沿岸部の農地は、貴重な生産基盤として、また、良好な景観資源として保全・活用を図る。

③ 自然保全ゾーン

森林地域においては、森林の保全を図るとともに、農山村と連携した観光やレクリエーション、憩いの場としての活用を図る。

海岸地域については、自然環境や良好な景観を地域の魅力として保全・活用するとともに、漁村と連携した観光やレクリエーション、憩いの場としての活用を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

内浦都市計画区域及び能都都市計画区域では、製造品出荷額等や商品販売額の減少、過去 10 年間に世帯数が減少しているなど都市の成長性が低くなっている。また、開発圧力も低く、今後の人口や産業活動の増加も見込めないため、立地適正化計画などの活用により、集約型のまちづくりを目指す。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

旧宇出津駅を含む宇出津市街地一帯を中心商業業務地として位置づけ、にぎわいや生活機能の中心性、歴史の継続性、文化・交流の多様性、まちなかの回遊性などを維持・再生し、中心部にふさわしい空間を形成する。

イ) 一般商業地

宇出津新港地区の一部、松波市街地及び小木市街地の中心部は、既存の商業集積や港、歴史・文化などを活かし、居住や日常生活に必要な都市機能を誘導し、にぎわいを再生する都市空間の整備を行う。

特に、小木地区においては、日本有数の水揚げ量を誇るイカを活用した観光交流拠点の整備を行う。

(工業地)

宇出津港に面し、造船所、漁網倉庫等が建ち並ぶ沿岸部では、周辺の住宅地との調和を図りつつ、生産環境の向上による産業の振興を図る。

(住宅地)

密度が高くまとまりのある市街地が形成されている宇出津市街地の住宅地では、今後の人口減少や少子高齢化の中において、安全・安心で利便性の高い都市空間が形成されるよう、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による生活環境の改善を図り、移住・定住の促進を図る。

海岸線に沿った松波、白丸、小木、姫の既成の住宅地では、土地の有効活用を図るとともに、安全・安心で住み良いまちづくりを推進する。

② 土地利用の方針

ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の密集市街地の居住環境を改善するため、道路・小広場などの整備を推進するとともに、市街地に点在している歴史的な地区については、その風情を残しながら空き家の利活用や適切な維持管理とともに、良好な街並み景観の創出や住民が主体となった魅力的なまちづくりを進める。

イ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地や集落に近接する斜面林や市街地内に点在する寺社林は、市街地を彩る緑地として保全する。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地を囲む農地・丘陵地は、背後の樹林地等と一体となって本都市計画区域の農村景観を形成しているため、都市的土地利用の進展を抑制するとともに、農村景観の保全・活用を図る。

エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

能登半島国定公園や各所に点在する歴史・名勝等の優れた自然景観をはじめ、河川の水辺景観、及び丘陵山間部の樹林地などを今後も保全・活用する。

カ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、珠洲道路、奥能登横断道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、市街地間の連携を図るとともに、市街地への通過交通を抑制し、利便性の高い生活交通網を確保する。

さらに、公共交通の利用促進に向け、交通結節点機能の整備、改善、サービスの向上を図るとともに、歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

一般国道 249 号（(都) 鍛冶町線）、主要地方道宇出津町野線（(都) 中央通り線）、主要地方道能都内浦線（(都) 小木中央線、(都) 田の浦線）など、市街地の骨格を形成する幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として配置し、整備促進を図る。

特に、(都) 駅山手線は、街路整備に合わせ、周辺に都市機能を集約した複合施設の整備などを一体的に整備することにより、安全で快適な歩行空間を確保するとともに回遊性の向上や交通の円滑化を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

ア) 能都都市計画区域

	名 称	整備内容等
7・6・1	(都) 駅山手線	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業と農業集落排水事業などによる整備は完了していることから、今後は、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道などの整備は完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の2025年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

内浦都市計画区域及び能都都市計画区域における公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備区域は市街地を中心に配置しており、整備が完了している松波処理区(53ha)、小木処理区(50ha)、恋路処理区(26ha)、宇出津処理区(194ha)の適正な維持管理に努める。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

既存の住宅密集地における居住環境の改善を図るため、道路・公園などの基盤整備を進めるとともに、日常生活に必要な都市機能の誘導や空き家・空き地等の低未利用地の有効活用や適切な維持管理の促進、街並み景観や歩行空間の改善、建物の耐震化や不燃化による防災機能の向上等により、安全・安心で住み良いまちづくりを推進し、良質な生活空間を形成する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域の沿岸部はすべて能登半島国定公園に指定され、特に、九十九湾、御船崎、赤崎、遠島山公園などは眺望景観に優れている。平坦部の背後には山地丘陵地の優良な緑が迫り出し、市街地の背景として良好な自然景観を形成している。

これらの美しい自然環境は貴重な観光資源ともなっているため、観光・交流の促進のためにも保全・活用を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

市街地背後の丘陵や沿岸部の森林は、動植物の生息・生育地や林業の生産基盤として保全・活用を図る。

また、海域公園に指定されている能登半島国定公園一帯については、特に優れた自然環境として良好に保全・活用する。

イ) レクリエーション系統

沿岸部の自然資源と一体となった九里川尻湾総合運動公園、市街地に近接する四明ヶ丘公園は、レクリエーションの拠点として位置づけ、機能の拡充を図る。

また、松波城址公園や真脇遺跡公園は、歴史的環境を活かしたレクリエーション拠点として配置し、未整備部分の整備を図る。

このほか、恋路海岸や九十九湾をはじめとする沿岸部の遊歩道は、沿岸部のレクリエーション施設や都市公園を有機的に結ぶネットワークとして位置づけ、その周辺の自然環境や景観を保全・整備する。

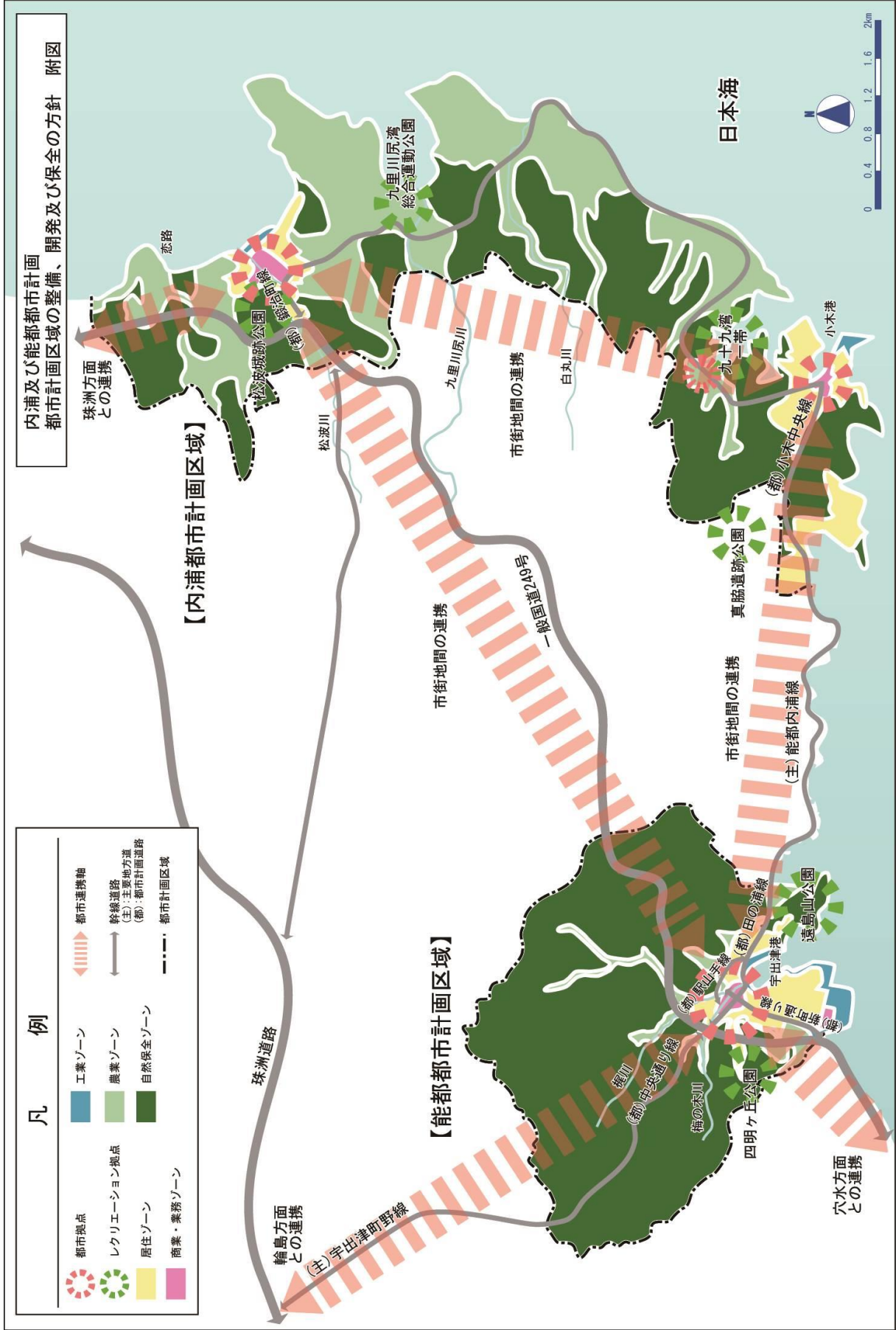
ウ) 防災系統

市街地においては、災害対策（避難路、避難場所の確保）と住環境の向上の点から、身近に利用できる街区公園や地区公園等の適正な配置とネットワーク化を図る。

エ) 景観構成系統

風致公園として整備された遠島山公園は、郷土館等と一体となって機能の充実を図りつつ、豊かな自然環境の保全・活用を進める。

また、景観を構成する能登半島国定公園や各所に点在する歴史・名勝等の優れた自然景観をはじめ、河川の水辺景観、丘陵山間部の樹林地、低地の田園景観等は、景観構成系統緑地として位置づけ、今後も保全・活用を図る。



3. 輪島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(輪島都市計画区域マスタープラン)

本方針は、輪島都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものであり、立地適正化計画と併せて、都市施設の集約や居住誘導を図り、持続可能な都市の形成を目指すものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
輪島都市計画区域	輪島市	行政区域の一部	1,376ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

輪島都市計画区域は、里山里海に代表される豊かな自然や先人が創り上げてきた文化と伝統、歴史的な街並みなどを活かしつつ、住民が郷土への愛着と生きがいを持ち、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指す。

また、多様な地域資源を保全・活用し、ひと・ものの交流が活性化する都市を目指し、まちづくりの基本テーマを「住民がつくる“あい”のまち輪島」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 郷土への愛着と生きがいを持ち、安全・安心で快適に暮らせる集約型のまちづくり

今後の人口減少や少子高齢化が進む社会においても、住民が地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らせるように、快適で集約型のまちづくりを進めるとともに、地震・火災・風水害等に対するハード・ソフト両面での防災・減災対策の強化とともに、高齢者などの生活を支える公共交通の維持・充実などにより、地域住民が相互に支え合う安全・安心なまちづくりを推進する。

② 多様な地域資源の保全・活用による個性と活力あふれるまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」の豊かな自然環境、伝統文化、歴史的街並み及び伝統産業などを保全・育成し、個性と活力にあふれる都市を形成するとともに、のと里山空港・能越自動車道などの交通ネットワークを強化し、輪島港マリンタウン等といった拠点の維持・充実により広域的な連携、交流を推進する。

③ 豊かな自然を活かした連携と交流による地域主体のまちづくり

地域住民や事業者、NPO、行政等の多様な主体が連携・協働し、豊かな自然を活かした観光の振興や空き家等の既存ストックを活かした移住・定住の促進のほか、コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成により、いつまでも安心して暮らせる地域主体のまちづくりを推進する。

(2) 地域毎の市街地像

河井町一帯に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と珠洲方面、志賀方面、のと里山空港・穴水・金沢方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

古くから開けた輪島の中心に位置する既成市街地は、輪島らしさを代表する生活や生業の場を現代的に継承していく居住ゾーンとする。

既成市街地の中心部は、都市拠点として居住や日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、各種のまちづくり制度やまちづくり条例の活用、まちづくりに対する意識啓発などにより、中心市街地の再生を行うとともに、輪島らしい魅力ある街並みの創出を行い、快適なまちづくり、周遊したくなるまちづくりを進める。

広域交流拠点となるマリンタウンについては、海や港を親しむことのできる空間や市街地の回遊を促進する拠点、新たな憩いや安らぎの場のほか、防災拠点としての整備により、安全で安心して暮らせる住環境の確保を図る。

② 農業ゾーン

市街地の周辺部は、農業ゾーンとして農村集落における快適な居住環境を保持するとともに、優良農地を保全・活用することにより、良好な景観を形成する。

③ 自然保全ゾーン

市街地に近接する森林は、市街地の眺望や住民の憩いの場として保全・活用し、市街地の領域を形成していく自然保全ゾーンとする。

袖ヶ浜海岸や鴨ヶ浦を含む輪島崎一帯は、輪島を代表する自然の水辺空間であり、今後とも保全・活用を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地が形成されているなど都市の成熟性が高いが、過去 10 年間において人口・世帯数が減少するなど、都市の成長性は低い。

また、本都市計画区域では、これまでも市街地内での積極的な基盤整備の実施により、開発圧力を適正に市街地に誘導してきており、今後は立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指すことから、無秩序な開発が進行する可能性は低い。なお、世帯分離等による宅地需要についても、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続しつつ、立地適正化計画にて用途地域を中心としたエリアを中心拠点として位置付け、都市施設を集約するとともに、居住誘導を図り、現行の都市サービス水準を維持した良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業地

既成市街地の河井町一帯を中心に広く中心商業業務地を配置し、漁業・漆器業・商業業務・観光関連業等の産業活動と住宅が共存する職住近接の環境を活かして、交流環境の維持・充実や中心市街地の街並みの保全・再生を図る。

イ) 一般商業地

一般商業地は、既成市街地に隣接する宅田地区の（都）本町宅田線沿道に配置し、沿道サービス型施設を適正に誘導することにより、快適で魅力ある生活環境の創出を図る。

(工業地)

既成市街地内で工業施設が点在する地域は、環境悪化の恐れが低い地場産業などの工場等と住宅との共存により、地域活力を維持するとともに、輪島にあった産業の促進を図る。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

既成市街地については、伝統的な住商共存の居住様式を活かした適切な密度の住宅地とし、地区に密着した産業や歴史・文化の環境を活かしつつ、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善を図り、集約型のまちづくりを進めることにより移住・定住の促進を図る。

イ) 新たに開発すべき住宅地

マリンタウン住宅用地は、輪島市マリンタウン街並み景観形成基準を尊重し、ゆとりある区画形状と良好な居住空間を有する美しい街並みづくりを推進する。

② 土地利用の方針

ア) 主要用途の配置の方針

既成市街地内でみられる輪島塗の職と住が共存した地区では、古くから輪島の特徴的な景観を構成しており、特別用途地区を指定するなど、今後とも職住が近接した地区として保全と伝統産業の育成を図る。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地においては、建物の耐震化や不燃化を推進するとともに、空き家の利活用による生活環境の改善を図り、また一団のエリア毎に、景観条例やまちづくり協定書等によりきめ細かなルールを定め、アドプト制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

農村集落では地域内において生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

輪島崎一帯や史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地は、風土を継承する緑地として保全を図る。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

既成市街地から南部・東部に細長く伸びる平坦部の水田や畑地は、農業生産の基盤となる優良農地であり、周辺の樹林地等と一体となって本都市計画区域の田園景観を形成しているため、適正な住宅立地や産業立地のコントロールにより無秩序な市街化を抑制するとともに、田園景観の保全・活用を図る。

オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺の丘陵地や樹林地は、自然と共生するエリアとして、自然環境の保全に努める。

キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して、建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、輪島道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、輪島バイパス等により市街地の環状道路を形成し、市街地と周辺地域との連携の強化、バスなどの公共交通の維持・充実を図るとともに中心市街地においては無電柱化などにより歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

さらに、旧輪島駅を利用した道の駅「輪島ふらっと訪夢」については、今後とも交通ターミナルとしての機能充実と交流拠点としての活用を図る。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

能越自動車道（(都) 能越自動車道線）、一般国道 249 号（(都) 稲屋稲舟線）を県内の都市を連絡する広域幹線道路として配置し、整備促進を図る。

また、市街地周辺に配置される一般国道 249 号（(都) 釜屋谷塚田線）や主要地方道輪島浦上線（(都) 小伊勢袖ヶ浜線）、(都) 本町宅田線等の幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として配置する。

特に、主要地方道七尾輪島線（(都) 河井町横地線）については、地域固有の文化、観光資源を活かした街路整備と沿道の街並み整備を一体的に進めることで歩行者の回遊性を高め、沿道商店街の新たなにぎわい創出を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
1・3・1	能越自動車道線 (能越自動車道)	一部
3・3・1	本町宅田線	一部
3・4・4	稲屋稲舟線 (輪島バイパス) (一般国道 249 号)	一部
3・4・6	河井町横地線 (主要地方道七尾輪島線)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業による整備はおおむね完了していることから、今後は合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備はおおむね完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道による整備区域は市街地及び周辺の集落地に配置しており、整備がおおむね完了している輪島処理区 (387ha) の適正な維持管理に努める。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

奥能登地域の交通拠点にふさわしい、魅力ある快適な都市空間を形成するため、計画的な市街地の整備と中心拠点の整備を推進する。特に中心市街地では、地区特性を考慮しつつ、民間の資金、技術、経験などを活かし、低未利用地への都市機能の誘導や商業・業務機能の充実、建物の耐震化や不燃化による防災機能の向上、街路、公園等の公共施設の整備や公共施設の再編などにより、交流人口の拡大及び移住・定住環境の向上を図るとともに、地域資源を活かした魅力ある集約型のまちづくりを進める。

再生が必要な既成市街地においては、地域の特性を活かした輪島らしいまちなか居住を推進するとともに、安全、安心で活力ある集約型の市街地の再生・再構築を推進し、快適で良好な居住環境の形成を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

市街地を囲む山林は、輪島の市街地の領域構造を明確にし、まちの生活や空間に安定感を与えている貴重な自然環境となっている。市街地の周辺では、これら山林や田園風景の保全を図るとともに、散策路の整備など市民が自然とふれあえる場として活用する。市街地では、街路樹による特徴ある緑豊かな街路空間の形成や公共施設の緑化を進めるとともに、寺社地内の緑や住宅地の緑化など、宅地内の緑を積極的に保全、創出する。

また、里山里海を守り、次世代に継承していくため、貴重な自然資源である森林、海岸、河川、農地等について、環境に配慮した河川整備、優良農地の保全等により、良好な自然環境の保全を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

市街地周辺の丘陵地や段丘の樹林地は、自然と共生するエリアとして二次林の維持管理、自然林の保護などにより保全を図る。また、市街地周辺に広がる田園は、都市的土地利用との混在を防ぎ、計画的な土地利用を行うとともに、農用地については良好な状態の維持を図る。

貴重な生物が生息・生育する河川については、都市にうるおいを与える親水空間として活用するとともに、水辺環境の維持、整備に努める。

このほか、輪島崎一带や鳳来山公園、史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地は、風土を継承する緑地として保全を図る。

イ) レクリエーション系統

市街地では、将来の都市発展に応じて身近に利用できる街区公園や地区公園等を適正に配置する。また、多様なレクリエーション拠点の充実を図るため、マリントウンや一本松総合運動公園の整備を推進する。

このほか、河川沿いや市街地では、歴史や文化を活かして歩道や散策路、ポケットパーク等の整備を図る。

ウ) 防災系統

市街地周辺の丘陵地や段丘の斜面の樹林地は、自然災害の防止を図る緑地として、その周辺も含めて樹林地の保全や緑化を図る。また、幹線道路沿道や河川沿いでは、避難路の確保のため歩道や街路樹の整備、沿線宅地の緑化に努める。

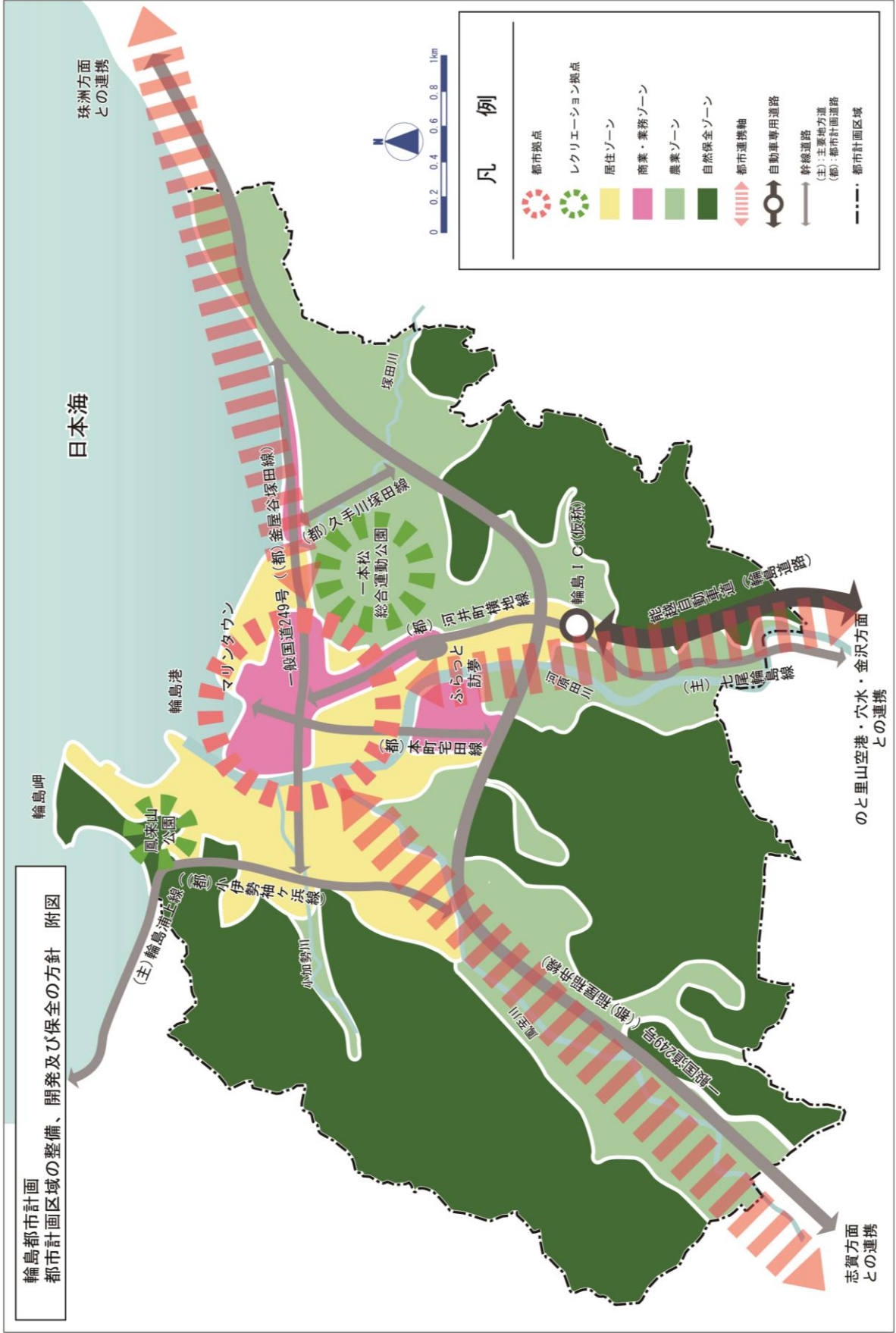
既存市街地では、市街地周辺部に避難地、災害復旧、救援の拠点となる公園・緑地の配置を図る。

エ) 景観構成系統

本市全域を対象として景観計画が策定されており、それを踏まえた景観形成を推進する。段丘や丘陵の樹林地は、里山の自然景観として保全を図り、輪島崎一帯の袖ヶ浜海岸では、里海的环境美化を図る。また、市街地周辺では、田園と集落及びその背景となっている丘陵地の樹林と一体となった景観の形成を図る。

中心市街地では、漁業・漆器業・商業業務・観光関連業等の産業活動と住宅が共存する輪島らしい交流環境や街並みの美観向上に資する緑地を配置する。

また、幹線道路や主要河川は、景観軸として周辺の景観との調和のとれた街路樹や河川環境の保全、整備に努める。



4. 穴水都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(穴水都市計画区域マスタープラン)

本方針は、穴水都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
穴水都市計画区域	穴水町	行政区域の一部	1,080ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

穴水都市計画区域は、歴史的な環境と里山里海に代表される豊かな自然環境に恵まれた奥能登地区のゲートウェイとして、広域的にも重要な役割を担う区域であり、のと里山空港や能越自動車道などの交通体系の整備、のと里山海道の無料化により、ポテンシャルの高まりを見せている。このため、美しく魅力あふれる都市環境を醸成し、安全・安心で住民の活力ある日常生活を演出する都市の形成を目指すため、まちづくりの基本テーマを「美しい『海』がいざなうふれあいのまち」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 自然と人が共生するまちづくり

穴水湾の美しい海と能登半島の丘陵地帯に囲まれた美しい星空の町を将来にわたって継承するため、本都市計画区域の自然環境を活かし、自然の恵みによって与えられた文化がまちの個性となるよう、今後も自然との共存をテーマとした都市環境づくりを進める。

② 人々が集い交流するまちづくり

豊かな自然環境と歴史・伝統・文化によって育まれてきた個性を活かし、新たな産業の育成と快適な移住・定住環境を創造するとともに、多様な地域との広域交流を拡大するため、高速交通体系をはじめ奥能登地域を結ぶ交通網の整備を促進し、人々が集い交流するまちづくりを進める。

③ 住民が安心して暮らすことのできる成熟した社会環境の整ったまちづくり

人口減少や少子高齢化が進む社会においても、子どもや高齢者、身障者など誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりに向け、保健・医療・福祉等の公共施設の充実やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めるとともに、空き地・空き家等を活用した都市機能の充実や市街地における都市防災環境の整備に努め、安全で快適なまちづくりを進める。

④ 多様な主体の連携・協働によるまちづくり

郷土への愛着や誇りを育むとともに、地域での支え合いや地域コミュニティの維持・再生を図り、地域住民や事業者、NPO、行政等の多様な主体が自発的に連携・協働し、地域の魅力を活かしたまちづくりを進める。

(2) 地域毎の市街地像

交通結節点である穴水駅周辺に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島方面、珠洲方面、能登方面、七尾方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

市街地中心部における既存商店街については、住民や観光客に対して質の高い商業サービスを提供する場として位置づけるとともに、居住や日常生活に必要な都市機能の誘導により、魅力ある市街地の再生を図る。

市街地西部域は、新市街地形成エリアとして既存工業の集積にも考慮した流通・工業の拠点化を図り、交通利便性を活かした土地利用を図る。

② 農業ゾーン

市街地周辺の農地は、貴重な農業生産の場として、また、市街地ゾーンと自然保全ゾーンとの緩衝機能として、今後とも保全を図る。

③ 自然保全ゾーン

穴水湾一帯の能登半島国定公園では、美しい海岸線を維持するとともに、市街地背後の丘陵地における森林環境の維持保全を図る。

由比ヶ丘は、文教・レクリエーション拠点として位置づけ、公園機能を中心に保養・文教機能の拡充による交流の促進を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、過去 10 年間に於いて人口・世帯数が減少しており、都市の成長性は極めて低い。

また、今後も無秩序な開発が進行する可能性は低いほか、今後の人口増加も見込めないと想定されることから、世帯分離等による宅地需要は、立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指し、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

穴水駅から川島南地区にかけての中心商業業務地では、既存商業の活性化に向けて地区の特性を活かした商業環境の再生を図るとともに、住民だけでなく、来訪者も楽しめる、快適でにぎわいのある高い土地利用を図る。

イ) 一般商業地

此木地区に形成されている一団の商業地では、中心商業業務地との役割分担を図りつつ、良好な商業環境の形成を図る。

(工業地)

穴水湾沿岸の工業地においては、環境形成、景観形成上の整備課題を検討しながら、快適なウォーターフロントエリアとして、工業系土地利用を誘導する。

駅西地区は、既存工業の集積を図る工業地として位置づけ、快適で魅力ある工業系の土地利用を推進する。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

既成市街地を中心に形成された住宅地では、住商工混在の居住様式を活かし、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善を図り、個性豊かで利便性の高い集約型の市街地環境を形成し、移住・定住の促進を図る。また、都市基盤が整備された住宅地では、快適な住環境の形成を図り、適切な密度の住宅地の誘導を図る。

イ) 新たに開発すべき住宅地

土地区画整理事業が行われた西川島地区等では、利便性の高い立地環境を活かした良好な住宅地の形成を図る。

② 土地利用の方針

ア) 主要用途の配置の方針

住工混在型市街地では、地区の特性を維持しつつ、住環境の向上を図る。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

木造密集市街地などの地区においては、建物の耐震化や不燃化の推進、空き家の利活用による生活環境の改善を図り、居住環境の向上と災害に強いまちづくりを推進するとともに、アドプト制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

農村集落では地域内において生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地や集落に近接する斜面林や市街地内に点在する寺社林は、市街地を彩る緑地として保全する。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺の農地は、貴重な農業生産の場として、また、市街地と背後の樹林地との緩衝機能として保全・活用を図る。

オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

穴水湾一体の自然公園区域では、美しい海岸線を維持保全するとともに、自然学習・レクリエーション等の資源として積極的に活用を図る。

キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域は、のと里山海道や能越自動車道が通過し、穴水インターチェンジが設置されているとともに、能登半島を周遊する一般国道 249 号が整備されているほか、穴水町と輪島市、能登町にまたがりのと里山空港が立地していることから、奥能登地域における広域交通の結節点となっている。

今後、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、輪島道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、公共交通の利用促進に向け、交通結節点機能の整備、改善、サービスの向上を図るとともに、歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

能越自動車道（(都) 能越自動車道線）は、県内外の都市を連絡する広域幹線道路として配置する。

また、一般国道 249 号、主要地方道七尾輪島線（(都) 中央線、(都) 本町線）を配置し、輪島・珠洲方面との円滑な接続を図る。

特に、主要地方道七尾輪島線（(都) 本町線）については、地域固有の文化、観光資源を活かした街路整備と沿道の街並み整備を一体的に進めて沿道商店街の新たなにぎわい創出を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
7・6・1	本町線 (主要地方道七尾輪島線)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業と林業集落排水事業などによる整備は完了していることから、今後は、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道などの整備は完了しており、適切な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の2025年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道による整備区域は、市街地を中心に配置しており、整備が完了している穴水処理区(146ha)の適切な維持管理を実施する。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地では、多用途混在型のコミュニティを活かし、空き地等の利活用を図るほか、ポケットパーク整備や道路のバリアフリー化など部分的な改変や更新活動を図る。

また、今後の宅地需要に適正に対応するため、西川島地区等の新市街地において良好な市街地環境を形成する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、穴水湾一帯が能登半島国定公園に指定されているほか、世界農業遺産「能登の里山里海」に認定されており、これら豊かな自然環境の保全を前提としつつ、自然とのふれあいの場としての活用に努める。

また、市街地を中心として身近に利用できる公園・緑地を適切に配置し、潤いのある空間形成を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

穴水湾沿岸の緑地や市街地周辺の自然環境、小又川、山王川を中心とする河川環境の保全を図る。

イ) レクリエーション系統

由比ヶ丘公園は、優れた自然環境を活かしたレクリエーション拠点として位置づけ、維持・充実を図る。また、市街地内では、身近に利用できる街区公園や地区公園等の配置・整備を図る。

ウ) 防災系統

海岸部の樹林地帯は、地すべり等の自然災害を防止するため、防災系統緑地として位置づけ、保全を図る。

また、市街地内では、防災機能を持つ公園緑地の配置・整備を図る。













エ) 景観構成系統

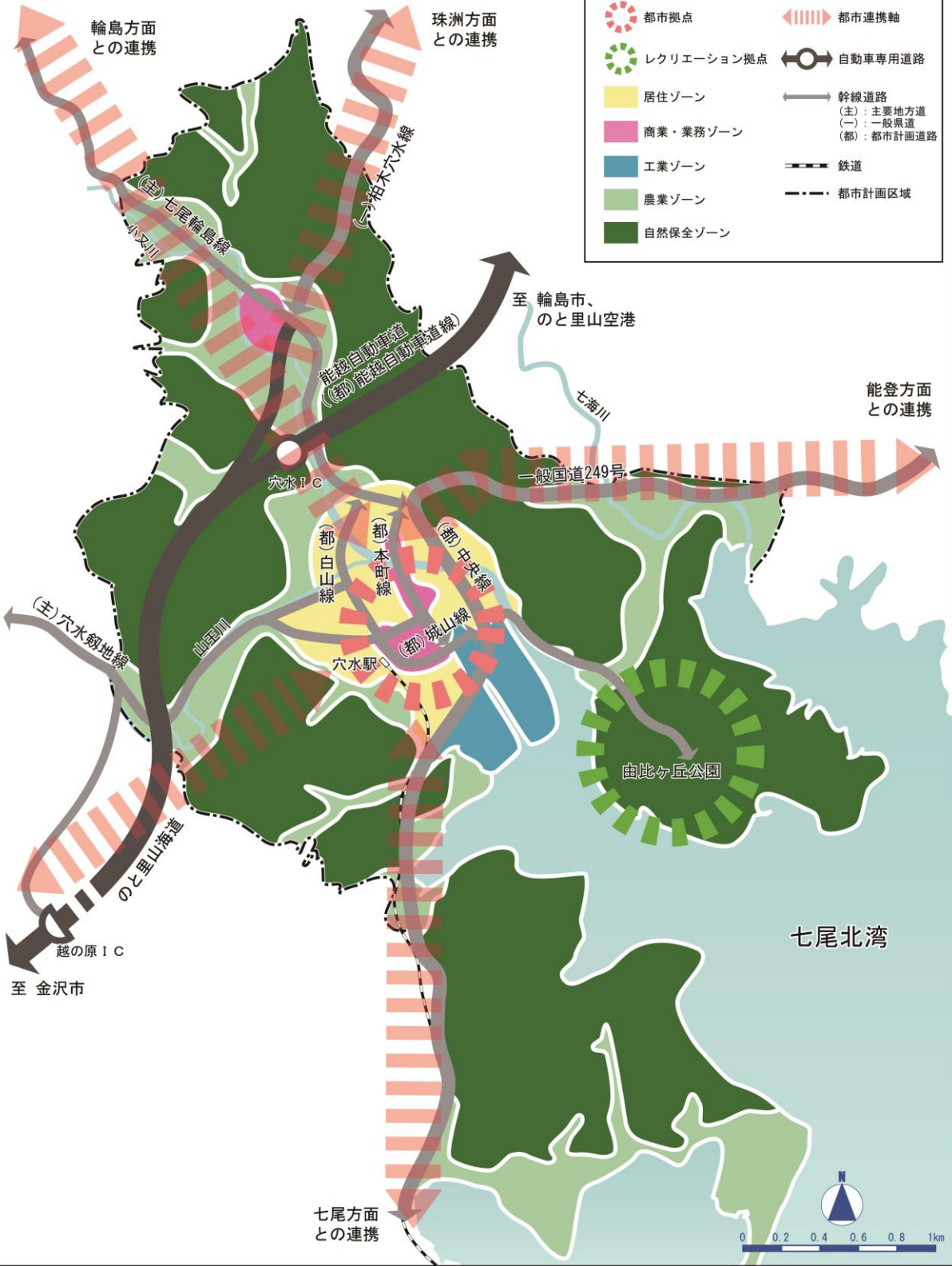
穴水湾沿岸の緑地は、良好な自然景観の構成要素として位置づけ、整備・保全を図る。

また、穴水駅前や穴水インターチェンジなど、町の玄関口となる地区への緑地の配置を図るとともに、道路緑化や鉄道軌道脇の緑地帯の形成など、連続性のある緑地を形成する。

穴水都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

凡 例

-  都市拠点
-  レクリエーション拠点
-  居住ゾーン
-  商業・業務ゾーン
-  工業ゾーン
-  農業ゾーン
-  自然保全ゾーン
-  都市連携軸
-  自動車専用道路
-  幹線道路
(主)：主要地方道
(一)：一般県道
(都)：都市計画道路
-  鉄道
-  都市計画区域



5. 富来及び志賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(富来都市計画区域マスタープラン、志賀都市計画区域マスタープラン)

本方針は、富来都市計画区域及び志賀都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
富来都市計画区域	志賀町	行政区域の一部	3,984ha
志賀都市計画区域			6,412ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

富来都市計画区域及び志賀都市計画区域は、住民や企業、NPO、行政等の多様な主体の協働によるまちづくりを推進することにより、安心して住み続けられる魅力的で、笑顔があふれるまちづくりを目指すため、まちづくりの基本テーマを「住民がまとまり、住民の絆によって築かれる笑顔あふれる能登ふれあいの郷づくり」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 安全・安心に暮らせる集約型のまちづくり

今後の人口減少や少子高齢化が進む社会においても、住民が地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らせるように、空き家などの既存ストックを活かし、快適で安心して住み続けられる集約型のまちづくりを推進するとともに、のと里山海道、一般国道 249 号などの幹線道路による交通ネットワークを強化し、都市間の広域連携や地域間の連携、災害時におけるネットワークの形成を推進する。

② 地域産業を活かした活気あふれるまちづくり

里山里海に代表される豊かな自然環境や海岸線の自然景観を活かした観光産業の振興、魅力ある商店街の形成などにより、地域産業の活性化と人々が交流できる場の創出を図る。

③ 郷土の自然と人々の営みが調和したまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」や歴史的資源などの地域資源の保全・継承・活用を図るとともに、多様な主体の連携・協働により、人々との交流を深めることで、地域コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成により、地域への愛着が育つまちづくりを推進する。

(2) 地域毎の市街地像

中心市街地を都市拠点とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島方面、七尾方面、羽咋方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 居住ゾーン

中心市街地における都市基盤の整備をはじめ、居住や日常生活に必要な都市機能の集積により、快適な都市環境を創出するとともに、建築物や屋外広告物の規制・誘導などにより、良好な町並みの形成を図る。

b 工業ゾーン

能登中核工業団地や堀松工場団地については、今後も工業専用地として育成を図る。

② 農業ゾーン

市街地周辺で一団の農地が存在している地域を農業ゾーンとして位置づけ、優良農地の保全や田園景観の維持に努めるとともに、集落の適正な土地利用の誘導を図る。

③ 自然保全ゾーン

緑豊かな山林を適切に管理するとともに、山林と農村集落が調和した里山環境の保全を図る。

能登半島国立公園に指定される能登金剛などの地域資源の保全に努めるとともに、漁業・漁場と集落地が調和した里海の環境保全・活用を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

富来都市計画区域及び志賀都市計画区域では、過去 10 年間に世帯数が減少するなど都市の成長性が低く、今後の人口や産業活動に著しい拡大は予測されないため、無秩序な開発が進行する可能性は少ない。

また、市街地内に低密度利用地が存在しているため、世帯分離等による宅地需要は、立地適正化計画などを活用し、集約型のまちづくりを目指す。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

主要地方道道富来中島線（(都)地頭町線）沿道及び一般国道 249 号（(都)甘田直海線）沿道の商業施設が集積している地域は、景観に配慮した魅力ある商業空間の形成の推進により、商店街の活性化を図る。

イ) 一般商業地

商業・業務施設が立地する一般国道 249 号沿道は、中心商業業務地とのにぎわいの連続性に配慮するとともに、景観に配慮した沿道型の商業・業務地の形成を図る。

(工業地)

能登中核工業団地や堀松工場団地を工業専用地として位置づけ、積極的な企業誘致と併せ、施設の整備・充実を図り、工業の活性化や就業の場の創出を図る。

(住宅地)

市街地の住宅地については、商業・業務機能との近接性を活かした利便性の高い住宅地として、バリアフリーに配慮した施設整備や高齢者などにやさしい住環境の形成を推進する。また、空き家・空き地等の低未利用地については、若年層の定住人口の確保と人口流出の防止に向けた宅地化を図るなど、有効利用を促進する。

② 土地利用の方針

ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

住民が地域社会の中で快適に暮らせるように、既存ストックを活かした住宅の整備や移住・定住の増加に向けた住宅の確保を進めるとともに、地域主体のまちづくり活動の活性化により魅力的な生活環境を創出する。

密集住宅地では、狭あい道路の解消や公園などの整備とともに、建物の不燃化や耐震化を進め、防災性の強化を推進する。

イ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地や集落に近接する斜面林や市街地内の河川空間・寺社林は、市街地を彩る緑地として保全・活用するとともに、日本海に臨む美しい海辺環境についても維持保全を図る。

ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺の優良農地は、農業生産基盤として維持・保全を図るとともに、既存の集落は、居住環境の改善・充実を目指した集落整備を推進し、周囲の田園景観と調和した集落環境の充実を図る。

エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

能登金剛と呼ばれる海岸線や各所に点在する歴史・名勝等の優れた自然景観をはじめ、河川の水辺景観及び丘陵山間部の樹林地など、里山里海の美しい自然環境を保全するとともに、地域資源として積極的に活用を図る。

カ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

県都金沢市やのと里山空港へのアクセス性の向上、広域的な交流の促進に向けて、のと里山海道への連絡道路や周辺市町と連絡する広域幹線道路の整備を推進することにより、「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現を図り、広域交通のネットワーク化を図る。

また、市街地においては、住民がより充実した生活を送れるよう、歩行者・自転車に配慮した幹線道路及び生活道路のネットワークを形成する。

公共交通については、コミュニティバス等により、市街地内及び市街地内外を結ぶ移動環境の維持・向上を図る。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

のと里山海道、一般国道 249 号は、金沢方面との連携や能登地域のネットワークを担う道路であるとともに、本都市計画区域内の各拠点を連絡する重要な路線として配置し、ネットワーク機能の充実を図る。

また、主要地方道志賀田鶴浜線（(都)上棚上野線）などは、一般国道 249 号とのと里山海道を連絡する道路として配置し、適切な維持管理や機能充実を図る。

特に、一般国道 249 号（(都)甘田直海線）については、地域の各拠点を連絡する重要な道路とし、ネットワーク機能の充実を図るとともに、中心市街地の商業・業務地の賑わい創出、観光・産業・経済のさらなる活性化に寄与する道路の整備促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

ア) 志賀都市計画

	名 称	整備内容等
3・5・1	甘田直海線 (一般国道 249 号)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業と農業集落排水事業などによる整備は完了していることから、今後は、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道などの整備は完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

富来都市計画区域及び志賀都市計画区域における公共下水道の整備区域は、市街地を中心に配置しており、整備が完了している富来处理区（160ha）、中央処理区（381ha）の適正な維持管理に努める。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地では、人々が集い活動を行うために、空き家等の既存ストックを活用して医療・福祉・商業などの都市機能を誘導するとともに、住民の生活様式に適合した都市基盤の整備や生活利便施設の拡充、既存商店街の活性化に資する整備を進める。特に、密集市街地においては、建物の耐震化や不燃化による防災機能の向上、街路、公園等の整備、災害時における避難場所の確保や避難地のネットワーク化を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

また、中心市街地の周辺部においては、豊かな自然や低未利用地をまちづくりに活用し、人々が自然とふれあい憩える空間の整備を推進するとともに、安全・安心な住環境整備を進め、魅力的でうまいのある生活環境づくりを進める。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域の海岸線の多くは「能登金剛」と呼ばれ、険しい断崖と荒々しい白波の迫力が多くの人々を引きつけている。また、東部のなだらかな丘陵地帯や酒見川河口一帯の増徳浦から内陸部への砂丘地、観光資源ともなっている海岸線など、変化に富んだ自然環境を有するほか、「能登富士」と崇められる高爪山は、荘厳な雰囲気漂わせている。これらに代表される豊かな自然環境は、今後とも保全・活用していく。

また、公園・緑地は、人々の健康や体力づくり、コミュニケーション等の日常生活における重要な空間として位置づけられることから、市街地における良好な居住環境の創出のためにも適正な公園・緑地の整備を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

能登半島国定公園に指定されている海岸沿いの保安林等は、良好な環境保全系統緑地として位置づけ、防風や飛砂防止のために保全・維持管理を適切に行うとともに、快適な海岸空間の維持に努める。

都市を取り巻く山地・丘陵地については、森林保全対策、野生動植物の生態系の維持などにより、森林環境を保全する。

河川においては、周辺の自然環境との調和を図りながら、住民に親しまれる水辺空間の創出に努める。

イ) レクリエーション系統

柴木総合公園は、レクリエーション機能を持つ総合公園として機能強化を推進する。

志賀の郷運動公園、せせらぎ自然公園は、スポーツやレクリエーションの拠点として、機能強化を推進するとともに、適切な維持管理を行う。西部丘陵総合公園については、周辺の自然環境を活用した整備を図る。

市街地では、子どもから高齢者まで誰もが安全で気軽に憩い、集える公園づくりに努める。

ウ) 防災系統

西山台防災公園や柴木総合公園については、災害発生時の避難地として、防災機能の充実を図る。

市街地においては、災害対策（避難路、避難場所の確保）と住環境の向上に向け、街区公園や地区公園等の適正な配置とネットワーク化を図る。

エ) 景観構成系統

能登金剛と呼ばれる海岸線や各所に点在する歴史・名称等の優れた地域資源をはじめ、河川の水辺景観、丘陵山間部の樹林地、低地の田園景観は、今後も保全・活用に努める。

6. 七尾都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(七尾都市計画区域マスタープラン)

本方針は、七尾都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
七尾都市計画区域	七尾市	行政区域の一部	4,933ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

七尾都市計画区域は、豊かな自然や歴史的価値の高い貴重な文化財などの地域資源を活かし、住民や企業、NPO、行政の多様な主体が一体となって生活しやすい環境を整えるとともに、来訪者が何度でも訪れたいくなる魅力的なまちを目指し、まちづくりの基本テーマを、「地域の宝を市民が育む 住み続けたい・訪れたいまち」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 既存ストックを活かした集約型のまちづくり

能登の中核都市として、地域全体が繁栄していくことができる魅力的なまちを目指し、既存ストックや恵まれた自然環境を活かした地域活力の創出により、持続可能な集約型のまちづくりを進める。

② 誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり

充実した医療・福祉環境や様々な都市機能の集積を活かしながら、安全・安心なまちづくり、景観形成や緑化などによる個性あるまちなみを形成するとともに、美しい自然環境や固有の歴史・文化等に囲まれた癒しのある空間の提供により、多様なライフスタイルを楽しめるまちを目指す。

③ 地域の宝を活かした観光交流型のまちづくり

良好な自然景観や七尾港、和倉温泉、能登歴史公園、七尾城跡などの各地域が有する自然・歴史・文化資源を保全・継承するとともに、和倉温泉を中心とした資源間の回遊性の向上を図り、活力とにぎわいのあるまちづくりを進める。

④ 交流・連携軸の強化による地域の強みを活かし弱みを補うまちづくり

広域交流軸である能越自動車道の整備促進や各拠点の交流・連携を支える道路網の確立とともに、歩行者・自転車にやさしいみちづくりや公共交通網の強化・充実および相互の連携向上を図り、快適な移動を誘発するネットワークづくりを進める。

⑤ 地域主体の誇りと愛着を育むまちづくり

住民をはじめ、企業やNPO等の多様な主体の連携・協働により、地域への誇りと愛着を育むとともに、コミュニティの維持・再生及び地域のつながりの形成などにより、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進める。

(2) 地域毎の市街地像

七尾駅周辺部に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点とのと里山空港・輪島方面、羽咋・金沢方面、富山県方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

七尾駅周辺から七尾港周辺は、中能登地域の中心都市として商業・業務、サービス機能等の多様な都市機能の集積を図る。

能登食祭市場や七尾マリナーパーク周辺は、広域的な交流拠点として、みなと文化の感じられるにぎわいのある魅力的な空間の形成を図る。

和倉温泉地区では、情緒ある温泉街の形成に向けて、観光の振興、温泉街のにぎわいの再生とともに、回遊路や散策路の整備などにより、歩いて楽しめる魅力的な温泉街としてのイメージアップを図る。

b 居住ゾーン

商業・業務ゾーン周辺では、既存の住宅と歴史・文化が感じられる商店街や事業所が共存し、利便性が高くにぎわいのある土地利用を図る。

七尾市街地の縁辺部では、緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図る。

和倉地区の旧市街地では、温泉街と一体となった安全・快適に住み続けられる住宅地として居住環境の改善を図る。

c 工業ゾーン

臨港地区に指定されている七尾港に面する工業地は、周辺環境への影響に配慮しつつ、木材物流の総合拠点化に向けた機能の維持・増進を図る。

② 農業ゾーン

市街地周辺の農業ゾーンは、集落や里山と一体となって良好な田園環境を形成しているため、今後とも適切な土地利用の誘導による保全を基本とする。

市街地近郊やインターチェンジ周辺等の開発圧力の高い地区では、先導的かつ計画的な土地利用の規制・誘導を図る。

既存の集落では、周辺の良い田園環境に配慮しつつ、今後とも地域の歴史性や文化性を活かした、快適でゆとりある居住環境の保全を図る。

③ 自然保全ゾーン

市街地を取り囲む山地・丘陵地は、水源涵養や自然環境の保全、市街地からの景観要素など、森林の持つ多面的な機能を保全し、豊かな歴史・自然環境資源として活用を図る。

能登半島国定公園に指定されている海岸線は、自然の生態系を育む貴重な財産として自然環境を保全するとともに、海洋性の観光・レクリエーション地としての活用を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地を形成しているなど都市の成熟性が高いものの、過去10年間において人口・世帯数が減少するなど、都市の成長性は低い。

また、本都市計画区域では、これまでも市街地内での積極的な基盤整備の実施により、開発圧力を適正に市街地に誘導してきており、今後は立地適正化計画などの活用等により集約型のまちづくりを目指すことから、無秩序な開発が進行する可能性は低い。なお、世帯分離等による宅地需要についても、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

「みなと」と「えき」を結ぶシンボル軸となる御祓川大通りを中心とする七尾駅周辺から七尾港周辺にかけては、七尾市民及び中能登地域の住民を対象とした商業・業務、サービス機能などの都市サービス機能を提供する商業業務地を配置する。

また、七尾港矢田新地区・府中地区周辺は交流拠点として、みなと文化の感じられるにぎわいのある魅力的な空間の形成を図る。

イ) 一般商業地

一般国道 159 号 ((都) 七尾金沢線) や七尾外環状道路 ((都) 外環状線) 等の幹線道路沿道では、郊外型の商業地を配置し、幹線道路としての交通利便性を活かした施設の立地を誘導するとともに、良好な沿道景観の形成を図る。

ウ) 温泉地

和倉温泉地区は、情緒ある温泉街の形成に向けて、回遊路や散策路の整備などにより、歩いて楽しめる魅力的な温泉街としてのイメージアップを図る。

(工業地)

臨港地区に指定されている七尾湾に面する一帯は、周辺環境への影響に配慮しつつ、生産物流関連、エネルギー関連など、それぞれの有する機能の維持・増進を図る。

市街地内の住工混在地区については、地域の実情に応じ、工場の移転誘導などにより適正な土地利用を図る。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

商業・業務地の周辺では、戸建て住宅に加えて、共同住宅、歴史・文化を感じられる商店街や事務所が共存した土地利用を図る。

イ) 新たに開発すべき住宅地

農地が多く残存している市街地縁辺部は、戸建て住宅を中心として、緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図る。

土地区画整理事業により計画的に整備された万行地区では、計画的な宅地供給を図る。

② 土地利用の方針

ア) 土地の高度利用に関する方針

七尾駅周辺地区では、民間の資金、技術、経験などを活かし、多様な都市機能の集約化に向けた誘導を進め、土地の高度利用を推進する。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地においては、建物の耐震化などの防災性の向上を推進するとともに、生活道路の改善や下水道等の都市基盤整備及び適切な維持管理・更新を進め、生活環境の向上を図る。

また、御祓・袖ヶ江地区などの密集市街地においては、空き家・空き地等の低未利用地をまちなか居住として活用し、集約化により狭隘道路の解消を図りながら、地域主体の魅力あるまちづくりを進めるなど、地域の特性に応じた良好な居住環境の向上に努める。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市内の緑地については、近隣住民の憩いの場や災害時の避難地として配置するとともに、維持・保全を図る。

また、花や緑で彩られた美しい市街地の形成を図るため、にぎわいと魅力のある都市空間や親水空間の緑化を推進するとともに、住宅地等における緑化協定の締結なども促進する。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地の後背地となる平坦部の水田や畑地は、農業生産の基盤となる優良農地であり、周辺の樹林地等と一体となって本都市計画区域の田園景観を形成しているため、計画的な土地利用に基づき、適切に保全する。

特に、市街地周辺部においては、無秩序な市街化を抑制し、田園景観との調和を図る。

オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸、森林、田園等から形成されている自然環境は、生態系の維持、大気浄化や水源の涵養、緑地空間として、また、七尾の原風景として保全し、整備・開発は必要最小限に抑え十分な配慮を図る。

キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められている地区においては、周辺の土地利用との調和を図りつつ、適正な土地利用を図る。

また、用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域は、一般国道 159 号、一般国道 160 号、一般国道 249 号などによって都市間や地域間などの広域的な連絡を行う道路網が形成されている。しかし、能登半島の玄関口としての通過交通や、中能登地域の中心都市としての発生・集中交通も多く、田鶴浜七尾道路をはじめとする能越自動車道の整備に伴い、物や人の流れがさらに活性化するものと見込まれる。

このため、広域的な観光・交流の促進や住民の利便性向上に向けて、「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現による広域交通のネットワーク化を図るとともに、重要港湾である「七尾港」の物流拠点としての機能や交流機能の充実を図る。また、都市機能が集積する市街地と周辺地区の日常的な連携の強化及び歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

さらに、駅周辺の交通の円滑化など、交通結節機能の整備・改善、サービス水準の向上を図るとともに、バス交通を含めた公共交通全体の利便性の向上による利用促進を図る。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

能越自動車道（(都) 能越自動車道線）、一般国道 159 号（(都) 七尾金沢線）、一般国道 160 号（(都) 大田川原線）、一般国道 249 号については、県内外の都市を連絡する広域幹線道路として、また、七尾外環状道路（(都) 外環状線）を市街地の外周部を取り巻く骨格機能を有する幹線道路として配置し、整備促進を図る。

一般県道七尾港線（(都) 府中七尾駅線）や（都）臨港線、主要地方道七尾輪島線（(都) 川原松百線）、主要地方道七尾羽咋線（(都) 西街道線）等の幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として配置する。

和倉温泉地区については、一般県道和倉和倉停車場線（(都) 湯元和倉温泉駅線）などの幹線道路を配置し、回遊性の高い歩いて楽しめる道路空間としての整備促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
1・3・1	能越自動車道線 (能越自動車道)	一部
3・4・18	外環状線 (一般県道百海七尾線 他)	一部
3・3・1	七尾金沢線 (一般国道 159 号)	一部
3・4・1	湯元和倉温泉駅線 (一般県道和倉和倉停車場線)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

閉鎖性水域である七尾湾や御祓川等の河川の水質浄化に向け、各々の地域特性を考慮に入れた公共下水道事業、合併処理浄化槽等の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年以内に汚水処理施設の概成に向け、下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道の整備区域は市街地を中心に配置しており、現在整備を進めている和倉処理区 (271ha)、七尾処理区 (1,086ha) の整備促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する施設は次の通りである。

種 別	名 称
下水道	和倉処理区（単独公共下水道） 七尾処理区（単独公共下水道）

③ その他の都市施設

基本方針

（廃棄物処理施設）

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

（その他の都市施設）

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導を図り、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地では、社会情勢の変化に対応した快適で住み良い都市環境づくりに向け、民間の資金、技術、経験などを活かし、多様な都市機能を誘導するとともに、歩行者・自転車を含め安全かつ快適に移動ができる道路、交流拠点の場としての公園および郊外との交流基盤としての広域アクセス道路や駐車場等の整備を行い、人の集まりやすい都市環境づくりを進めるほか、引き続き万行地区の良好な住宅地整備を進める。

和倉温泉地区では、地域の特性と歴史資源を活かし、そぞろ歩きができるまちなみ空間の創出を図るとともに、総湯を中心とした魅力的なまちづくりに取り組む。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

自然と共生したうるおいのあるまちづくりを推進するため、山地・丘陵地の豊かな森林や美しい海岸線、豊かな水をたたえる河川などの自然環境を保全・活用する。

また、やすらぎのある都市空間を形成するため、高齢者や子どもの利用に配慮した緑豊かな公園・緑地の整備を進めるとともに、市街地の緑化を推進する。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

崎山半島から石動山系の比較的低い城山や赤蔵山、別所岳などの山並み及び能登半島国定公園に指定されている七尾湾の美しい海岸線を優れた自然環境として保全する。また、まちに潤いを与える御祓川、熊木川、二宮川などの河川及び大津潟や赤浦潟を身近な親水空間として保全する。市街地を取り囲む田園環境は、地域のランドマークとなる緑として保全・育成を図る。

さらに、七尾城跡をはじめとする歴史的な景観資源や市街地内の貴重な緑地であり風致地区に指定されている山寺寺院群などの寺社林等は、地域の個性を形成する緑地として保全する。

イ) レクリエーション系統

城山運動公園や能登歴史公園（国分寺地区）、希望の丘公園等をレクリエーション拠点と位置付け、機能の充実や適切な維持管理を図る。

また、市民の総合的なレクリエーション活動の場として、周辺都市の住民の利用にも対応できる公園を配置し、地域の特色を活かしながら整備・充実を図る。

ウ) 防災系統

市街地に近接する斜面・丘陵地の樹林地は、自然災害を防止する緑地として、適切な維持管理により保全を図る。

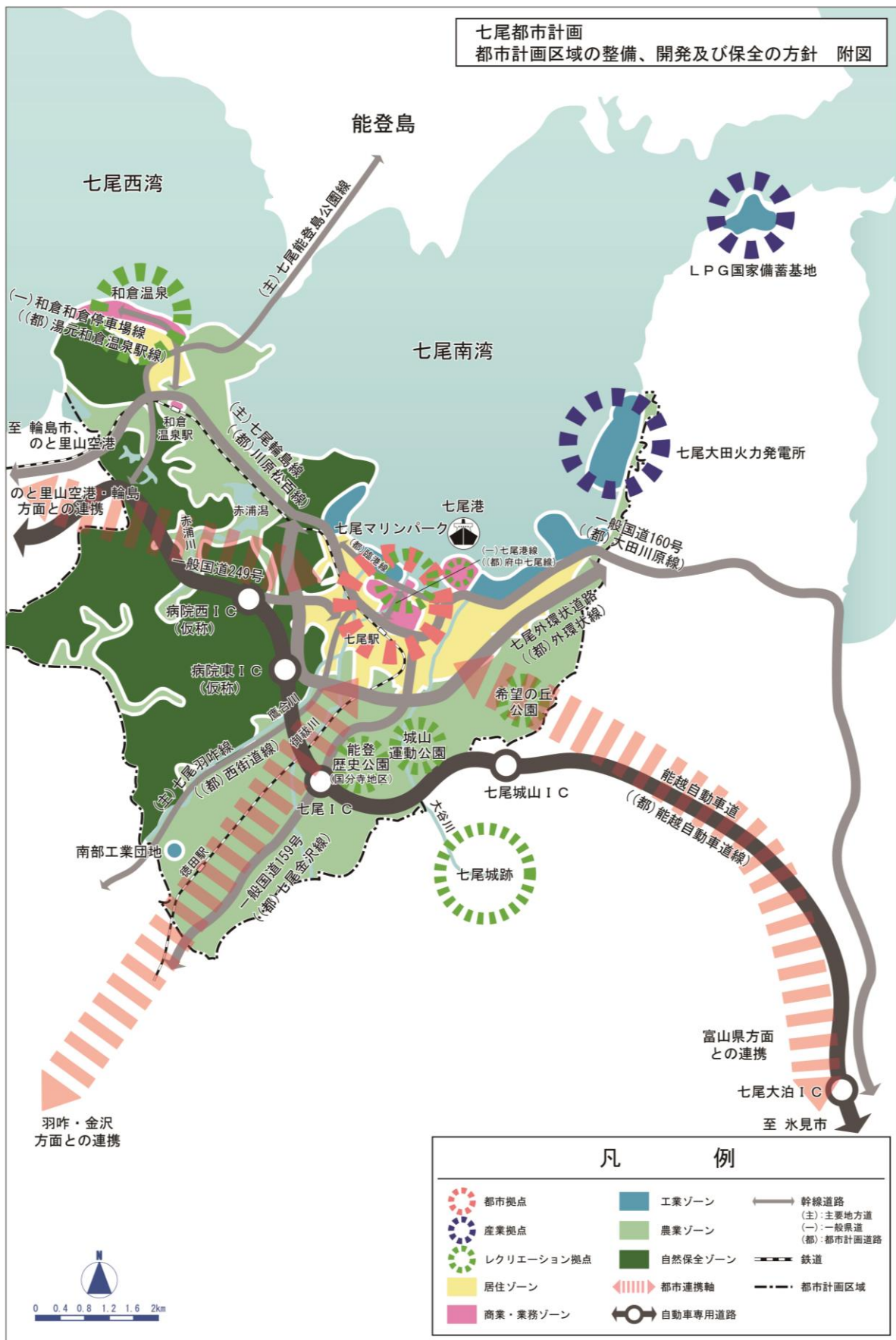
市街地においては、住民の身近なレクリエーションや憩いの場であるとともに、延焼防止や避難地など防災機能を持つ住区基幹公園の配置を図る。

また、大規模な地震の頻発に鑑み、能登歴史公園（国分寺地区）や七尾港（矢田新地区）については、防災拠点機能を有する公園・緑地として整備・充実を図る。

エ) 景観構成系統

本市全域を対象として景観計画が策定されており、それを踏まえた景観形成を推進する。沿岸部や山地・丘陵地、田園の緑は、七尾をとりまく豊かな自然景観として保全・活用する。

七尾都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



七尾

7. 羽咋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(羽咋都市計画区域マスタープラン)

本方針は、羽咋都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
羽咋都市計画区域	羽咋市	行政区域の一部	2,539ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

羽咋都市計画区域は、住民や企業、NPO、行政等の多様な主体が互いに連携し、豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、将来を担う人びとを大切に育てることを目指し、まちづくりの基本テーマを「自然と共生したにぎわいあふれ、住みよいまち はくいの創造」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① にぎわいあふれるまちづくり

のと里山空港や能越自動車道の整備、北陸新幹線金沢開業など交通利便性の向上を踏まえ、自然、歴史・文化などの地域特性を活かした多様な人々が交流する場の創出、個性あるまちづくりを推進する。

② 全ての住民が住みよいまちづくり

人口減少や少子高齢化が進む社会においても、住民が地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らせるように、地域資源や空き家・空き地等の既存ストックの有効活用とともに、防災・減災対策の強化などにより、住民が安全・安心で快適に暮らせる自然と調和した魅力ある集約型のまちづくりを推進する。

③ 里山里海と共生したまちづくり

幹線道路をはじめとする都市基盤や多様な交通手段の整備及び適切な維持管理などにより、住民の生活利便性の向上に寄与するとともに、世界農業遺産「能登の里山里海」の良好な自然環境を保全し、移住・定住を促進するとともに、住民や来訪者が交流できる環境づくりを推進する。

④ 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

多様な主体の連携・協働ができる体制を構築することにより、コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成により、いつまでも安心して暮らせる地域主体のまちづくりを推進する。

(2) 地域毎の市街地像

羽咋駅や羽咋市庁舎周辺に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と輪島・志賀方面、七尾方面、富山県方面、金沢方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

J R 羽咋駅や商店街周辺は、住民や観光客などが交流する本都市計画区域の顔として、空き店舗や空き家などの既存ストックの活用により商業・業務施設の集積を図り、魅力ある都市空間の創出を図る。

b 居住ゾーン

商業・業務ゾーン周辺の市街地一帯では、居住や日常生活に必要な都市機能の集積により、快適で安心して暮らせる居住空間を創出するとともに、周辺の農地と調和した市街地の形成を図る。

c 工業ゾーン

市街地内に点在する既存の工業地は、周辺環境との調和を図りつつ、その機能を維持する。また、寺家工業団地及び新保工業団地は、交通の利便性を活かし、工業施設の集積を図る。

② 農業ゾーン

市街地周辺における優良農地の保全を図るとともに、これらの農地と調和した集落環境の維持を図る。また、農地や集落環境を保全・維持するため、適正な土地利用を誘導するとともに、集落における生活サービスの拠点の形成を図る。

③ 自然保全ゾーン

北部の眉丈山系や東部の宝達山系の丘陵地帯や森林地帯は、水源の涵養や大気浄化、住民の保養の場などの多面的な役割を果たしており、今後も引き続き貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然を活かした憩いの場などとして、人と自然の共生を基本に地域資源の活用を進める。

千里浜海岸などの海岸沿いの松林や丘陵地の緑地は、風光明媚な景観を演出するとともに、防風や飛砂防備の機能を有するなど、多様な役割を果たしており、今後も、貴重な自然緑地空間として保全と育成に努めるとともに、周辺地域との調和を図りながら、レクリエーションや観光の資源のほか、さまざまな活用を積極的に進める。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地が形成されているなど都市の成熟性が高いが、過去 10 年間に人口が減少するなど都市の成長性は低い。

また、今後の人口や産業活動に拡大は予測されず、市街地内に低未利用地が存在しているため、今後は立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指すことから、世帯分離等による宅地需要は、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

3) 主要な都市計画の決定等の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業業務地

商業・業務・行政機能が集積する羽咋駅から一般国道 249 号 ((都) 西街道線) 間を本都市計画区域の中心拠点として配置し、日常生活に必要な都市機能等の誘導や都市整備を進め、より一層の機能集積を図る。

イ) 一般商業地

一般国道 249 号 ((都) 西街道線) 及び (都) 川原飯山線沿道などには一般商業地を配置し、恵まれた道路環境を活かして、良好な沿道型商業地・業務地等の形成を図る。

また、交通利便性が高い I C 周辺に設けた道の駅「のと千里浜」にて、自然や景観などの資源を活用し、市民や観光客が交流できる拠点の形成を図る。

(工業地)

寺家工業団地、新保工業団地及び一般国道 159 号羽咋道路 ((都) 東街道線) 沿道の工業地では、周辺地区に配慮しながら、その機能充実を図る。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

良好な住環境を形成している千里ヶ丘団地、大川町北新地区及び御坊山団地などは、低層住宅地として今後ともゆとりある住環境の保護・育成に努める。

中層の住宅団地や中層住宅と低層住宅が混在しながら良好な住環境を形成している松ヶ下町及び島出町の区域については、今後とも住環境の保護・育成に努める。

その他の住宅地は、住環境に配慮した一定規模の店舗、事務所等の立地を許容し、利便性の高い住環境の向上を推進する。

イ) 新たに開発すべき住宅地

新たに開発する住宅地については、市街地内未利用地等の状況を勘案しつつ、既成市街地の周辺に配置し、良好な市街地整備を図る。

② 土地利用の方針

ア) 主要用途の配置の方針

市街地内の既存工業地において、地域の実情に応じて適切な土地利用を図り、良好な居住環境を保全・形成していく。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地では、建物の耐震化や不燃化、空き家の利活用による生活環境の改善を図るとともに、道路や公園などの生活に密着した都市基盤の強化により、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせる住みよい居住環境の向上を図る。また、アドプト

制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

文化財や社寺と一体となった樹林地、鎮守の森及び動植物の生息地を形成する樹林地、水辺地等の保全・活用を図る。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

邑知潟を中心とした周りの平野部で行われている水稻栽培を中心とした農地は、良好な生産の場として維持・保全する。

オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

千里浜海岸及び邑知潟とそれから流れる羽咋川及び眉丈台地については、自然と人との共生する場であり、うるおいとやすらぎを与える場として保全・活用を図る。

キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

一般国道 159 号羽咋道路（(都) 東街道線）や（都）的場飯山線沿線においては、周辺の農業環境との調和を図りつつ、立地条件を活かした秩序ある土地利用の誘導を図る。

また、用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

のと里山海道を骨格とし、奥能登地域や石川中央地域、富山県を連絡する一般国道 159 号や一般国道 415 号の広域幹線道路及び関連する道路の整備を一体的に推進することで「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現による広域交通のネットワーク化を図る。

また、歩行者・自転車を含めた安全で快適な交通環境を確保するため、日常生活に密着した生活道路のきめ細かい整備を進める。

さらに、駅周辺の交通の円滑化など、交通結節機能の整備・改善、サービス水準の向上を図るとともに、バス交通を含めた公共交通全体の利便性の向上による利用促進を図る。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

のと里山海道や一般国道 159 号羽咋道路（(都) 東街道線）、一般国道 415 号羽咋バイパス（(都) 千里浜インター中川線）については、奥能登地域や石川中央地域、富山県を連絡する広域幹線道路として配置し、本都市計画区域の活力を維持・創出する道路として整備促進を図る。

また、一般県道若部千里浜インター線（(都) 的場飯山線）等の幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として整備充実を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・3・18	東街道線 (一般国道 159 号)	一部
3・4・12	的場飯山線 (一般県道若部千里浜インター線)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

生活排水等による河川や海岸の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業や農業集落排水事業による整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年以内に普及率 100%を目標とし、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道の整備区域は市街地を中心に配置しており、現在整備を進めている羽咋処理区（701ha）の整備の促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する施設は次の通りである。

種別	名称
下水道	羽咋処理区（単独公共下水道）

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

既成市街地の住宅地では、空き家・空き地の有効活用や都市基盤の強化による居住環境の向上を図る。商業地では、日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、街並み景観の創出など魅力ある商業空間の形成など、地域の特性を活かし、商業地として活性化を図る。

また、羽咋駅周辺では、既存ストックの有効活用も含めた基盤整備により、居住や都市機能の誘導を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

恵まれた自然と歴史に親しみ、快適な生活空間を創造し、心豊かな地域社会の形成を目指したまちづくりを念頭に、里山里海の豊かな自然環境の保全、住民の生活にとけ込んだ緑地の整備、大規模な施設緑地を拠点とした緑地軸（緑のネットワーク）等の形成を中心に、緑の持つ多様な機能の充実・保全を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

眉丈山丘陵の樹林地、邑知潟周辺や千里浜海岸の植生は、良好な環境保全系統緑地として保全を図る。

また、羽咋川及び子浦川等、市街地に隣接した河川を基軸とした河川環境の保全を図る。

市街地内では、羽咋神社、気多大社の寺社林等を環境保全系緑地として位置づけ、保全・活用を図る。

イ) レクリエーション系統

邑知潟は、学習・観察活動等のレクリエーション系統の緑地として整備・活用を図るほか、眉丈台地一帯では、自然と親しむ緑地環境の形成に努める。

また、千里浜海岸は、海浜レジャー活動の場として、休暇村等の優れたレクリエーション資源と自転車道、歩行者緑道等を結ぶなど、拡充を図る。

さらに、羽咋運動公園は、市民健康スポーツゾーンとして地域スポーツの振興に資する緑地として充実を図る。

市街地内では、街区公園や地区公園等を適正に配置し、中心市街地を中心にその整備の充実及び適切な維持管理を図る。

ウ) 防災系統

緑のネットワークに囲まれた市街地には、地区の性格等を配慮して防災公園を配置するとともに、誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化を推進する。

また、比較的規模の大きい公園は避難地として配置し、公園までの避難路となる道路の緑化を促進するほか、羽咋川、子浦川の河川区域は、防火帯等の機能を備えた緑地として配置する。

このほか、住宅地に隣接する工業地域では、工場場周辺に緩衝緑地を配置する。

エ) 景観構成系統

千里浜海岸は、良好な海岸景観を保全するため、千里浜再生プロジェクトなどにより、海岸や防風防砂林の保全を推進し、眉丈山系・石動山系である山地・丘陵地については、豊かな緑を保全・育成する。

また、気多大社や妙成寺は、歴史的資源を尊重した景観づくりを推進し、集落地については、地域らしさや自然環境、地形などの豊かな景観資源を保全する。

このほか、景観重点地区に指定された神子原地区においては、建築物及び工作

物の規制により、山間に広がる棚田と伝統的家屋から形成された美しい里山景観を保全・活用する。

羽咋都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



羽
咋

8. 津幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(津幡都市計画区域マスタープラン)

本方針は、津幡都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
津幡都市計画区域	津幡町	行政区域の一部	2,998ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

津幡都市計画区域は、古くから交通利便性の高い地域として栄え、豊かな自然環境に恵まれた都市である。こうした歴史や自然をはじめとする魅力的な地域資源を活かしながら、快適かつ便利で、心豊かに暮らせるまちを目指して、まちづくりの基本テーマを「住んでみたい、ずっと住みたい ふるさと つばた」とし、次の基本理念に基づき地域主体のまちづくりを進める。

① 快適生活都市 ～生活者が主役のまちづくり～

うるおい豊かな住宅地、充実した教育や福祉、利便性の高い交通など、快適に生活していくための身近な都市基盤の整備・充実を図る。

また、地震・火災・水害等に対するハード・ソフト両面での防災・減災対策の強化とともに、高齢者の生活を支える公共交通の維持・充実、空き家等の既存ストックの活用など、誰もが安全・安心して暮らせる環境を創出し、移住・定住の促進を図る。

② 快適交流都市 ～便利なまちづくり～

昔から交通の要衝として栄え、現在でも能登方面、富山方面、金沢方面を結びつける重要な結節点であるという恵まれた立地条件を活かし、内外への積極的な情報発信により、周辺地域からの認知度を高め、交流の盛んなまちづくりを目指す。

また、石川県森林公園や河北潟等、広域的なレクリエーション拠点も多く分布していることから、これらの魅力をさらに高めるとともに、金沢駅からの二次交通の充実など周辺地域との連携を強化し、広域交流の拠点となるまちづくりを目指す。

③ 快適産業都市 ～バランスのよいまちづくり～

恵まれた高い交通環境を活かした工業系の企業誘致や産業基盤の充実等に併せ、生活と歩調を合わせたサービス型産業の育成や活性化を行うことで、バランスのとれたまちづくりを目指す。

④ 住民参画都市 ～参加と協働のまちづくり～

住民や企業・NPO・行政等の多様な主体の連携と協働により、地域主体の自主的・自立的なまちづくりを多面的に支援し、地域コミュニティの維持・充実や住民相互の支え合いまちづくりを目指す。

(2) 地域毎の市街地像

(都) 住ノ江北中条線周辺一帯に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と富山県方面、かほく・能登方面、金沢方面を連携する都市連携軸を位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

津幡駅、本津幡駅、中津幡駅周辺、中心商店街を商業・業務ゾーンとして位置付け、居住や日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、にぎわいと楽しみの拠点づくりを進める。

一般国道 159 号津幡バイパスと一般国道 8 号津幡北バイパスの結節点である舟橋ジャンクション周辺を複合機能開発ゾーンとして位置付け、流通や商業の集積立地を進める。

(都) 住ノ江北中条線を本区域の都心軸として位置付け、周辺一帯を都市拠点とし、津幡駅と中心商店街を結ぶ新しいにぎわいと楽しみの創出できる区域として整備を進める。

b 居住ゾーン

既成市街地内の既存の住宅地や役場周辺の新たな住宅地において、快適で安心して暮らせる居住環境整備を進める。

c 工業ゾーン

一般県道森本津幡線沿道を工業ゾーンとして位置付け、石川工業高等専門学校等との連携を推進し、情報関連産業や次世代産業など多様な企業集積を図る。

② 農業ゾーン

市街地西部の農地については、洪水時における遊水機能を有した貴重な農地であるため、優良農地及び市街地背後の良好な田園景観として保全を図る。

③ 自然保全ゾーン

津幡川や河北潟の環境保全に努めるとともに、地域住民のための親水空間と水辺景観の整備に努める。

本区域北部の森林一帯を森林保全ゾーンとして位置付け、貴重な緑の保全に努めるとともに、石川県森林公園を中心として地域住民が自然に触れ合うことのできる場として有効活用を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は、以下の通りである。

本区域は、これまで計画的な住宅団地整備により、無秩序な開発を抑制してきた。今後は人口減少が見込まれ、無秩序な開発が進展する可能性が低い。

なお、今後は立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指すことから、世帯分離等による宅地需要については、これまで通り市街地内への誘導を図るほか、開発コントロール施策の検討を進める。

3) 主要な都市計画の決定等の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後は立地適正化計画の策定を見据えた配置を行うことで良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業地・業務地)

商業、業務、サービス機能などの高水準な都市サービス機能を提供する商業・業務地は、津幡駅周辺、本津幡駅・中津幡駅から中心商店街周辺、津幡町庁舎周辺に配置する。

津幡町庁舎の南側に位置する北中条地区については、(都)住ノ江北中条線を新たな都心軸と位置付け、沿道に商業・業務系施設を配置する。

一般国道 159 号津幡バイパスと一般国道 8 号津幡北バイパスの結節点である舟橋ジャンクション周辺については、交通の利便性を活かし、物流や商業施設等の集積を図る。

(工業地)

市街地内の既存工業地については、周辺住宅地との調和を図りながら、機能の向上を図るとともに、一般県道森本津幡線沿道では新たな工業用地を確保し、企業集積を図る。

(住宅地)

既成市街地内の商業・業務地周辺においては、適正な密度の住宅地を配置し、地区に密着した歴史や文化の環境を活かしつつ、空き家・空き地等の低未利用地の活用や道路・公園等の基盤整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善とともに、防災面での安全確保を推進する。

市街地周辺及び西部の住宅地については、専用住宅地として周辺の環境と調和した住宅地を形成する。

② 土地利用の方針

ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地においては、建築協定や地区計画などのほか、アドプト制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

また、密集住宅市街地などにおいては、建物の耐震化や不燃化を推進するとともに、空き家の利活用や狭あい道路の拡幅、小公園やオープンスペースの整備を推進

し、居住環境の向上と災害に強いまちづくりを推進する。

イ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

河北潟干拓地を含む市街地西部の田園地域一帯は、農業生産基盤となる優良農地であり、本区域を特色付ける田園景観・水郷景観を創出しているため、無秩序な市街化を抑制するとともに、貴重な景観の保全・活用を図る。

ウ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

エ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

北部の丘陵地一帯の森林は区域の骨格を構成する緑地であり、貴重な自然資源であることから、石川県森林公園と一体となった保全・活用を図る。

オ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

本都市計画区域の人口増加は落ち着く傾向がみられるものの、宅地需要は依然として見込まれることから、市街地の拡大に際しては、土地需要を勘案し、地区計画の導入を図るなど計画的な土地利用を進める。

また、用途地域が定められていない区域においては、農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域は金沢都市圏と能登地域及び富山県とを結ぶ結節点であり、一般国道 8 号津幡北バイパスや一般国道 159 号津幡バイパスによって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、幹線及び準幹線の町道の計画的な整備推進により、集落と市街地の連絡を円滑にするとともに、歩行者・自転車が安全に移動できる環境の確保を図る。

公共交通については、各交通機関の連携強化及び利便性の向上を図るとともに、利用促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

一般国道 8 号津幡北バイパス（（都）金沢津幡線）、一般国道 159 号津幡バイパス（（都）津幡宇ノ気線）を県内市町及び富山県を連絡する広域幹線道路として配置する。

また、（都）本津幡横浜線や（都）舟橋南中条線、（都）清水中須加線等を幹線道路として配置し、円滑な市街地交通を支える道路網として整備促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・5・1	本津幡横浜線	一部
3・5・2	舟橋南中条線	一部
3・5・5	清水中須加線	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

生活排水等による河川や海岸の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業や農業集落排水事業による整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年以内に普及率約 100%を目標とし、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道の整備区域は、西部の農地を除く市街地を中心に配置し、現在整備を進めている津幡処理区 (1,085ha) の整備促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

種 別	名 称
下水道	津幡処理区 (単独公共下水道)

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

将来的な人口減少を見据え、既存住宅地内の一団の空き地や既成市街地での計画的な宅地開発の促進を図り、無秩序な市街地の拡大を防止するとともに、空き家等の低未利用地への都市機能の誘導や都市基盤の整備・充実に努める。

また、既存住宅地の中でも住宅が密集した市街地については防災面での安全性の確保のため、不燃化・耐震化の促進を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

a 基本方針

ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本都市計画区域は、津幡川や河北潟、三国山や石川県森林公園、倶利伽羅山にかけての緑豊かな山間丘陵地を有しており、地域の開発と自然環境の調和を図りながらこれらの良好な景観を守り育てるとともに、恵まれた自然と親しめるふれあいの場の整備・充実を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

河北潟周辺の植生や津幡川及び能瀬川等市街地に隣接した河川を基軸とした河川環境の保全を図る。

また、寺社林等は環境保全機能を有する緑地として位置付け、保全を図る。

竹橋地区は、街並み景観整備に合わせた緑地環境を整備し、歴史的な街並みと調和した周辺環境づくりに努める。

イ) レクリエーション系統

石川県森林公園、津幡丘陵公園、津幡運動公園は、都市計画区域内の住区基幹公園との連携を図りつつ、都市文化活動の場として、複合的なレクリエーション機能を備えた施設整備を促進する。

河北潟は環境保全機能をも有するレクリエーションの場として、バードサンクチュアリーや観察小屋などのレクリエーション活動（学習・観察活動）に資する整備により活用を図る。

ウ) 防災系統

中心市街地には防災公園を確保するとともに、規模の大きな公園は避難地として整備し、公園までの避難路となる道路の緑化を促進する。

また、用途地域における工業地域は、工場地周辺に緩衝緑地の配置を推進する。津幡川、能瀬川は、延焼遮断機能を備えた緑地として配置する。

エ) 景観構成系統

市街地における景観構成系統緑地の東西軸として、津幡川河川緑地の整備を図る。

河北潟及びその周辺は、眺望が広がる景観として重要な地区であることから、これらの環境を踏まえた計画的な緑化の促進を図る。

また、周辺に広がる丘陵斜面は、都市化の進行を包み、自然的土地利用域と都市的土地利用域の緩衝帯であり、都市の景観上重要な要素となることからその保全を図る。

津幡都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

かほく・能登方面との連携



東部承水路 (河北潟)

金沢方面との連携



凡 例					
	都市拠点		居住ゾーン		都市連携軸
	産業拠点		商業・業務ゾーン		幹線道路
	レクリエーション拠点		工業ゾーン	(主)	主要地方道
			農業ゾーン	(一)	一般県道
			自然保全ゾーン	(都)	都市計画道路
					鉄道
					北陸新幹線
					都市計画区域

津幡

9. 川北都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(川北都市計画区域マスタープラン)

本方針は、川北都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
川北都市計画区域	川北町	行政区域の全域	1,464ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

川北都市計画区域は、自然や歴史をはじめとする魅力的な地域資源を活かしながら、自然と共生し、活力があふれ、快適に暮らせるまちを目指して、まちづくりの基本テーマを「活力に満ちた人と自然の調和した豊かな町」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 自然環境と町民の共生による、安全・安心なまちづくり

地域の魅力である美しい田園景観を保全・活用し、また地域コミュニティの意識向上によって地域の絆を高め、安全・安心なまちづくりを進める。

② 赤ちゃんから高齢者まで一緒に暮らせる、健康なまちづくり

高齢社会を見据え、高齢者の社会参加やボランティア活動の促進、地域コミュニティの活性化により誰もが健康に暮らせるまちづくりを進める。

③ 農・工・商のバランスのとれた、産業の振興と交流を促進するまちづくり

各種研究機関との連携や異業種間の交流等により、既存企業の競争力の向上を図る。また北陸新幹線開業効果を活かし、企業誘致を図る。

④ 住みやすさが実感できる住環境等が整った、快適なまちづくり

農村集落が有する景観の保全や緑化の推進により、居住環境の質的な向上を図る。また空き家の利活用を促進し、快適なまちづくりを目指す。

(2) 地域毎の市街地像

役場一帯に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と能美方面をはじめ各方面と連携する都市連携軸を位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

交通量の多い一般国道 8 号や一般県道草深木呂場美川線などの幹線道路の沿道においては、交通利便性を活かした沿道サービス型施設を配置する。

b 工業ゾーン

一般県道草深木呂場美川線、鶴来水島美川線沿道の企業集積地域では、周辺の田園環境に配慮しつつ、工業団地としてさらなる施設立地を促進する。

② 農業ゾーン

今後とも、水田を中心とした安定した農地利用をより一層促進する。

農業体験施設や農産品加工施設をはじめ、高付加価値型農業団地、分家住宅用地など、地域活性化や集落環境整備のため、必要な用地を計画的に創出していく。

農村集落においては、無秩序な開発を防止しつつ、周囲の田園や丘陵地と共存した住環境の形成に努める。

③ 自然保全ゾーン

町のシンボルである手取川は、住民の身近な存在として再構築を図るため、手取川の河川敷の活用や各集落内の各所に親水、遊水機能整備のための施設、広場を整備する。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成集落周辺に宅地需要を適正に誘導することにより、無秩序な開発を抑制してきた。今後も立地適正化計画などを活用し、適正な宅地開発などを誘導することにより、無秩序な開発が進行する可能性は低い。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域を指定していないが、今後、以下の方針に基づき用途地域の指定を検討するとともに、立地適正化計画の策定も見据えた配置を行うことにより、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業地)

一般国道8号や一般県道草深木呂場美川線などの幹線道路の沿道においては、周辺環境や景観との調和を図りながら、沿道サービス型施設を適正に誘導する。

(工業地)

一般県道草深木呂場美川線、鶴来水島美川線沿道の大規模な企業がまとまって立地している地域では、本都市計画区域における重要な産業拠点として、施設周辺の緑化に努めるなど周囲の田園環境との調和に留意しながら、今後も工業の利便を維持・増進する。

② 土地利用の方針

ア) 居住環境の改善又は維持に関する方針

集落空間の快適性を高めるために、集落用地の計画的な創出やシンボル空間の整備をはじめ、農地の適切な管理、公共交通の充実、道路・水辺空間のアメニティ整備及び適切な維持管理により、集落の維持・活性化を図る。

イ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域では、集団的優良農地の大半は既に圃場整備事業を実施しており、これらの大型圃場については、計画的な開発以外は原則として開発を抑制し、引き続き優良農地として維持・保全に努める。

ウ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害、土砂災害及び大規模火災等といった災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

エ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な田園景観や眺望景観の保全に努めるとともに、貴重な水辺空間の保全・活用を図る。

オ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、金沢市及び小松市との連絡性を高めるとともに、隣接する都市との連絡の強化、区域内における各地区間を連絡する利便性の高い道路ネットワークを構築する。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

災害に強く代替性のある幹線道路網を構築して、安全で円滑な地域間交流が図られるように、一般国道8号、主要地方道金沢小松線、一般県道松任寺井線の適切な維持管理に努める。

また、加賀海浜産業道路は、都市を連絡する広域幹線道路として配置し、整備促進を図る。

一般県道草深木呂場美川線や一般県道鶴来水島美川線は、本都市計画区域の生活幹線道路であり、車道の拡幅や歩行者・自転車に配慮した整備を進めるとともに、公共交通の整備・充実を図る。

② 下水道及び河川

基本方針

下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

農業集落排水事業と合併処理浄化槽などによる整備は完了していることから、今後は、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

最終処分量を削減するために、廃棄物の減量化、再使用、再生利用を推進する。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

市街地開発事業を行う場合には、自然環境との調和を図りながら良好な市街地環境の整備に努める。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

自然の生態系を尊重し、すべての住民が花や木に親しみ、町全体に花や木があふれたまちづくりを目指す。また、緑の保全と回復のため、多様な主体が協力して緑を守り、育てていく。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

生産基盤である田畑・果樹園等は、豊かな自然環境を担う緑地として保全し、スプロール化の防止を図る。

河川・用水等の現存緑地は、地球温暖化への対応や身近な動植物の生息・生育地として、緑地の連続性に留意した保全に努めるとともに、従来の人工的な護岸から多自然型工法などにより、自然にやさしい整備に努める。

イ) レクリエーション系統

利用者の多様化するニーズに対応できるよう、コミュニティ&スポーツ公園をはじめとする各種公園等の機能充実や適切な維持管理に努めるほか、手取川を活かし自然と触れ合うことができるようなレクリエーション施設や手取キャニオンロードの充実に努める。

ウ) 防災系統

地震や火災時の一時避難地となる身近な公園・緑地の適正な維持管理、屋敷林や生垣の保全・整備を促進する。

エ) 景観構成系統

神社・寺社の緑は、区域内で最も大きなまとまりを持つ緑であり、ふるさと景観を支える重要な役割を果たしていることから引き続き保全する。

集落のいたる所で、わずかな空間に日陰をつくる樹木を植えたり、色あざやかな草花を植えたりして、人々の心を和ませる町角広場を整備する。

